

薬価基準改定の経過

- 1 薬価基準表は、家畜共済診療点数表の備考によって増点する医薬品の価額（以下「薬価」という。）を示す家畜共済診療点数表の付表であり、現行の薬価基準表（平成25年度適用）は平成23年度の薬価の全面改定を経て、平成25年3月25日付け農林水産省告示第677号をもって一部改定（医薬品の新規収載）を行ったものである。
- 2 平成23年度の食料・農業・農村政策審議会農業共済部会においては、それまでの薬価算定方法であった「医薬品購入価格の90%バルクライン価格を薬価とする」方法を健康保険等で採用されている「医薬品購入価格の加重平均値に調整幅（改定前薬価の2%）を加えた額を薬価とする」方法に変更することが審議・議決され、平成24年1月25日付け23食農審第62号食料・農業・農村政策審議会答申において適当と認められた。

また、これまで毎年行っていた薬価改定も、家畜共済の共済掛金標準率の改定に併せ、3年ごとに行うこととされた。
- 3 平成24年度の同部会においては、医薬品の新規収載について、これまで毎年行ってきた諮問を必要とせず、薬価基準表に収載できる医薬品の基準に基づき事務方が収載の可否を判断することが了解された。

このため、新規収載は年1回としていたところ、随時、行うこととした。
- 4 本年度は、家畜共済の共済掛金標準率の改定に併せ、家畜共済診療点数表及び薬価を改定するため、
 - ① 家畜共済診療点数表改定に応じた薬価基準表に収載できる医薬品の基準の見直し
 - ② より適正な薬価算定に向けた算定方法の見直しを検討する必要があることから、薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法を諮問したところである。

- 5 なお、薬価の算定基礎となる医薬品購入価格については、本年度、225診療施設（家畜共済に係る診療を行っている全診療施設の約15%）に対し調査（「病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」における医薬品購入実態調査）を実施した。
- 6 薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法に基づき改定される薬価基準表は平成26年度から適用することとしている。